

憲法を作った当時は想定できなかった権利
それが「新しい人権」だ！

戦後と現代では世の中が全然違うのに ルールは同じって無理じゃない？

日本国憲法が制定された戦後間もない頃には、地球環境問題もネットを介した犯罪も無かった。だから具体的な記載は憲法には無い。でも、**憲法が人々の人権を守ろうというものならば、まっとう環境問題だってネットの問題だって対応してくれるはずだ。**

ってことから生まれたのが「**新しい人権**」と呼ばれるものなんだ。

新しい人権は3つ！

1. 知る権利

自分に関する情報を、政府や役所から聞ける権利。（って事は逆に政府が自分に関する情報を教えてくれない事があるってことだ。）

2. プライバシーの権利

自己に関する情報を他人に知られない権利。（ネットが普及して、どんどん勝手に情報が流されるのを防ぐ権利が必要になった。）

3. 環境権

タバコを吸わない人のそばでタバコを吸えないようにする嫌煙権や、高層ビルのせいで日陰になるのを防ぐ日照権など、現代社会環境で起こる問題に対応した人権。